

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

平成30年度より医療法人会計基準（平成28年4月20日公布 厚生労働省令第95号）を採用している。

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は、次のとおりである。

建物	10年～39年
構築物	10年～20年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	4年～20年
車両及び船舶	4年～6年

- ・無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

法人内使用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

4 引当金の計上基準

- ・賞与引当金：職員の賞与給付に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
- ・退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。
なお、当社会療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用している。
- ・役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜方式

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

7 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

8 担保に供されている資産に関する事項

・担保に供している資産

科 目	金額 (千円)
建物	950,589
土地	104,358
合 計	1,054,947

・担保に係る債務

科 目	金額 (千円)
短期借入金	83,769
長期借入金	294,069
合 計	377,838

9 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内 容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
役員(理事長)が 代表者である法人	社会福祉法人 三草会	札幌市東区 本町2条5丁目 7番10号	885,909	第二種 社会福祉 事業	事務業務委託	委託料 の支払	20,000	事業 未収金	64,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

・市場価格を勘案した一般的取引と同様の条件としている。

(2) 個人である関係事業者

該当なし

10 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

11 重要な後発事象に関する事項

該当なし

12 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

・有形固定資産の減価償却累計額

3,454,558 千円